

研究ノート

金融商品会計プロジェクトにおける IASBとFASBのコンバージェンスの状況

山 内 高 太 郎

はじめに

2008年のサブプライム・ローン問題によるリーマン・ブラザーズの経営破綻は、国際的な金融危機をもたらした。2009年4月にG20首脳会合における宣言の中で金融商品会計基準が問題とされたことで、国際会計基準審議会 (IASB) は、金融商品会計基準プロジェクトを3つのフェーズにわけ、国際会計基準 (IAS) 第39号を国際財務報告基準 (IFRS) 第9号に置き換えるプロジェクト (簡素化プロジェクト) をすすめることとした。

2009年7月に金融危機諮問グループ (FCAG) が公表した報告書や、同年9月に金融安定理事会 (FSB) が公表した報告書では、IASBとアメリカ財務会計基準審議会 (FASB) の金融商品会計基準の違いをなくすよう述べられ、IASBとFASBの会計基準のコンバージェンス (convergence) が重要な問題となった。2009年11月、金融危機への対応としてIASBとFASBは、それぞれの基準の改善と両審議会の基準のコンバージェンスを行うことを公表した。

しかし、当初予定していた2010年にIFRSの公表という目標は大幅な変更見直しが必要となり、2012年9月においても、フェーズ1は完成したものの、フェーズ2、フェーズ3についてはIASBとFASBの基準設定の方向性には大きな隔たりがみられる。本稿は、こうした状況を踏まえ、IASBの金融商品プロジェクトについてまとめたものである。

1. IAS 第39号の置き換えプロジェクトの進捗状況 (2012年9月)

2012年9月におけるIASBの金融商品プロジェクト(IAS 第39号の置き換え)の進捗状況は、図表1に示した通りである。

フェーズ1では、IFRS 第9号の適用日の延期に加え、限定的な修正を行うためリオープンとなっている。フェーズ2では、IASBとFASBの足並みがそろわず、コンバージェンスが困難な状況となっている。フェーズ3においても、IAS 第39号のヘッジ会計に関する基準を置き換えると考えられるドラフトが公表されているものの、FASBとのコンバージェンスは難しい状況である。

図表1 IAS 第39号の置き換えプロジェクトの進捗状況 (2012年9月時点)

フェーズ	状況
フェーズ1：分類と測定	IFRS 第9号を2009年に公表、2010年に金融負債の規定を追加した。2011年11月、IFRS 第9号の限定的な修正を検討することを決定。2011年12月、適用を2015年1月1日以降に開始する会計年度に延期することを公表。
フェーズ2：減損方法	2011年1月に「金融商品：償却原価と減損」の公開草案への補足を公表。コメントを2011年4月1日に締め切り、再審議を継続中。
フェーズ3：ヘッジ会計	2010年12月公開草案「ヘッジ会計」を公表。コメントを2011年3月9日に締め切り、再審議を完了。2012年9月7日にドラフトが公表された。マクロ・ヘッジについては、2012年の第3または第4四半期にディスカッション・ペーパーを公表する予定。

(出所：IASBのホームページをもとに筆者が作成)

2. フェーズ1「分類と測定」の状況

(1) IFRS 第9号の公表

IASBは、金融商品会計基準(IAS 第39号)の複雑性の原因を保有目的区分ごとに異なる測定方法にあるという考えから、フェーズ1では分類と測定について検討が行われた。

その結果として、分類方法をそれまでの保有目的による区分から「償却原価で測定されるもの」と「公正価値で測定されるもの」に区分する方法に変更がなされ、2009年11月にIFRS第9号「金融商品」として公表された。その後、2010年10月に金融負債の分類と測定に関する規定がIFRS第9号に追加されている。

(2) IFRS 第9号公表後の変更

① IFRS 第9号の強制発効日の延期

2011年11月7日に開催されたIASB会議において、IFRS第9号の強制発効日(Mandatory effective date)の延期を決定した。これにより、IFRS第9号の適用日が従来の2013年1月1日以降に開始する会計年度から、2015年1月1日以降に開始する会計年度に延期となった¹。

② IFRS 第9号のリオープン

2011年11月15日から16日に開催されたIASBとFASB合同会議においてIFRS第9号の限定的な改善の実施を決定した²。これは、保険契約プロジェクトとの相互作用を考慮すると同時にFASBの分類、測定モデルをIASBにおいても用いることが可能かどうかを検討するためである。これによりIFRS第9号は、リオープンされることとなった。

③ IFRS 第9号当初適用における遡及方法の変更

IASBは11月7日の会議で、IFRS第9号の強制発効日の延期を決定すると同時に、IFRS第9号の当初適用(initial application)において比較対象期間の財務諸表の遡及適用を要求するのではなく、IAS第39号の分類と測定の規定(requirements)からIFRS第9号への移行に関して修正後の開示を要求することとした。また、企業がIFRS第9号の適用の影響について比較の遡及適用を選択した場合でも、この開示を要求することに決定した³。IFRS第9号(2009)及びIFRS第9号(2010)の早期適用は、引き続き認められる。

3. フェーズ2：金融商品の償却原価と減損の状況

金融商品の償却原価と減損が問題とされたのは、IASBとFASBが共同で設立した金融危機諮問グループ(FCAG)の2009年7月の報告書の中で、貸付金(及びその他の金融商品)に関連する損失の認識のおくれ、複数の減損アプローチが存在することによる複雑性が会計基準及びその適用における第一の課題⁴であると指摘されたことによるものである⁵。

この対応としてIASBは、2009年11月に公開草案「金融商品：償却原価と減損」(以下、公開草案(2009))を公表し、その後、公開草案(2009)のコメントを検討した結果、2011年1月に「金融商品：償却原価と減損」の公開草案についての補足」(以下、補足(2011))を公表した。

(1) 公開草案(2009)「金融商品：償却原価と減損」の概要

① 適用範囲

公開草案(2009)ではIAS第39号の適用範囲を用いることとされたため、金融商品のうちIAS第39号の適用範囲内にあるもので、償却原価で測定される金融商品が適用範囲となる。これは、IASBが金融商品に関する他の会計基準の審議、公表にともなって適用範囲が問題となることを認識しつつも、金融危機への対応の中で適用範囲が問題とされなかったことから、公開草案(2009)公表時点において問題がないと考えたためである⁶。

② IAS第39号における金融資産の減損の認識

IAS第39号では、金融資産の当初認識後に債務者や発行者の債務不履行により、投資の一部または全部が回収できなくなった場合、減損していると判断して減損損失を認識することになる⁷。IAS第39号(2010)第58項では、減損損失を認識するために減損の客観的証拠の有無について検討しなければならないとしている。

つまり、IAS第39号では、客観的な証拠がある場合のみ減損損失が認識されることとなり、「将来事象の結果として予想される損失は、いかに可能性が高

くとも認識されない⁸」というように、発生した損失のみを認識するという発生損失モデルを採用している。

③ 発生損失モデルに対する批判

IAS 第39号が採用した発生損失モデルについて、次の(a)から(f)のような批判がなされた。これらの批判の中でとくに問題とされた点は、減損の認識の遅れであり、この遅れにより利息収益が過大計上されているということにある。

こうした状況に対してFCAGは、将来を考えた情報 (forward-looking information) を用いることを推奨した⁹。これに対応するためにIASBは、予想損失アプローチ (an expected loss approach) と公正価値に基づくアプローチ (fair value-based approach)¹⁰を検討した結果、発生損失モデルにかわるものとして予想損失アプローチによる会計基準の開発を選択した¹¹。

－発生損失モデルに対する批判¹²－

- (a) 予想損失は資産の当初測定時には内在するものの、事後測定で使われる実効金利の算定時には考慮に入れられないという点でこのアプローチは基準内で整合していない。これにより、損失事象の発生前の期間において、利息収益は構造的に、過大計上されることになる。実質的に、事後的な減損損失の一部は、それまでの期間における不適切な収益認識の戻入れである。
- (b) 発生損失は予想損失より遅れるため、これにより情報の欠損が生じることになる。信用リスクの変動は、減損損失を認識する前に越えなければならないハードルがあるため認識されないことになる。このことにより、金融資産に関連する期待キャッシュ・フローとは整合していない信用損失の認識が遅延するという構造的なバイアスが生みだされることになる。発生損失モデルでは、一度、認識規準が満たされると、金融資産の当初認識後に最初から予想されていた (が認識されていなかった) 信用損失を一部反映した減損損失が認識されるという「急激な影響 (cliff effect)」が生じる。
- (c) 発生損失モデルは、企業が貸付の判断を行っている方法、特に金融商品の価格決定 (そのタイプの商品から生じると予想される信用損失をカバーすることを意図したりリスク・プレミアムを含む) と整合しない。また、当該モデルは、予想信用損失の影響

を考慮に入れて金融資産及び経済的資本に対するリターンを経済的見通しを立てている多くの金融機関のリスク管理とも整合していない。

- (d) 損失が発生した場合、いつ損失事象が発生したのかが必ずしも明確ではない。発生損失モデルにおける減損損失の認識のハードル（すなわち、損失事象の結果としての客観的証拠）により、実務では大きなばらつきや適用上の問題が生じている。このばらつきにより、比較可能性が著しく損なわれている。
- (e) 一部のケースでは、当初予想が変わっていなくても、損失が損益に認識される。これは、当初予想信用損失が具体化することにより予想損失が「発生する」場合である。これは、実際には金融資産の質に変化がなかったとしても、悪化していると示すことになるため、誤解を与える財務情報となる。したがって、対象となる経済事象が忠実に表されていない。
- (f) 以前認識していた減損損失をどの時点で戻し入れるかが明確ではない。

④ IAS 第39号と公開草案(2009)における減損損失の測定の違い

IAS 第39号では、図表2にまとめたように償却原価で計上されている金融資産、売却可能金融資産、取得原価で計上されている金融資産において減損損失の測定方法が異なる。一方、公開草案(2009)では、図表3にまとめたようにIFRS 第9号の区分にもとづき、償却原価で測定される金融商品についてののみ減損損失が測定されることになる。

図表2 IAS 第39号における減損損失の測定

償却原価で計上されている金融資産	見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値と帳簿価額の差額
売却可能金融資産	公正価値と取得原価(資本性金融商品)または、償却原価(負債性商品)との差額(ただし、すでに減損損失として純損益に認識された公正価値の累積損失は控除する)
取得原価で計上されている金融資産	見積将来キャッシュ・フローを類似の金融資産の現在の市場利回りで割り引いた現在価値と帳簿価額の差額

(出所：あずさ監査法人 IFRS 本部「ケース・スタディ IFRSの金融商品会計」中央経済社2011年、65～66頁を参考に筆者作成)

図表3 公開草案(2009)における減損損失の測定

償却原価で測定される金融商品	実効金利 ¹³ を算定する際に、予想損失の当初見積もりを含め ¹⁴ 、予想信用損失の当初見積もりは金融資産の予想残存期間にわたり配分される。このため、予想に変化がない限り、減損損失は生じない。 ただし、当初認識後に予想信用損失の見積もりに不利な変更が生じた場合には、減損損失が生じる。(第6項～10項, BC25)
公正価値で測定される金融商品	公正価値との差額はすべて純損益に計上されるか、またはすべてその他の包括利益に計上されるため、減損処理は不要となる。

⑤ IAS 第39号と公開草案(2009)における減損損失の認識の違い

図表4にまとめたように、IAS 第39号では、直接減額(write-off)する方法と引当金勘定を設定する方法の2つが認められていたが、公開草案(2009)では、情報の有用性、比較可能性という観点¹⁵から引当金勘定を設定する方法のみが認められることとなった。

図表4 IAS 第39号と公開草案(2009)における減損損失の認識

IAS 第39号	償却原価で計上されている金融資産	金融資産の帳簿価額を直接減額するか、引当金勘定を設定する。
	売却可能金融資産	金融資産の帳簿価額を直接減額するか、引当金勘定を設定するとともに、その他の包括利益に計上されている累積損失を純損益に振り替える
	取得原価で計上されている金融資産	金融資産の帳簿価額を直接減額する。
公開草案(2009)	償却原価で測定される金融資産に関して、引当金勘定を用いなければならない。(第15項)	

(出所：あずさ監査法人IFRS本部『ケース・スタディ IFRSの金融商品会計』中央経済社2011年、65～66頁を参考に筆者作成)

⑥ IAS 第39号と公開草案(2009)における減損損失の戻入れの違い

図表5にまとめたように、IAS 第39号と公開草案(2009)、いずれも減損損失の戻入れを認めているが、公開草案(2009)では戻入れにより利得が生じる可能性がある点に違いがある。

図表5 IAS 第39号と公開草案(2009)における減損損失の戻入れ

IAS 第39号	減損損失を認識した時点以降の期間に発生した事象によって見積将来キャッシュ・フローの改善が見込まれる場合には、減損損失を純損益に戻し入れなければならない。(第65項) 減損損失の戻入れ後の帳簿価額が、減損損失が認識されていなかったとした場合の評価日時点での償却原価を上回ることはない。
公開草案(2009)	減損損失の戻入れは、予想信用損失の見積りに有利な変更が生じた場合に行われる。見積もりを変更すると減損損失が自動的に戻し入れられることになる。(BC35) 予想損失の有利な変更により利得が生じる可能性があり、金融資産の帳簿価額が当初の帳簿価額を上回る可能性があるが、IASBはこの情報を重要な情報と考え、認識を除外することは考えていない。(BC36)

(2) 公開草案(2009)「金融商品：償却原価及び減損」の公表後の検討

公開草案(2009)に対するコメントでは、予想損失アプローチへの強い支持がある一方で予想損失アプローチを実務において適用することが困難であるという指摘や表示、開示の負担が大きいこと、FASBとのコンバージェンスが重要である点が指摘された¹⁶。

IASBは、まずアプローチについて、予想損失アプローチ、発生損失アプローチ、公正価値ベースアプローチ、IAS第36号「資産の減損」に基づくアプローチの4つのアプローチを検討し、予想損失アプローチを採用することを暫定的に決定した¹⁷。

また、実務上適用困難とされた問題として、金融機関等で用いられるオープン・ポートフォリオで管理される金融資産への適用ということがあげられる。オープン・ポートフォリオで管理される金融資産に概念的に最も妥当であると考えられる完全キャッチ・アップ・アプローチ(full catch-up approach)¹⁸を採用するためには、新規にポートフォリオに加わった資産に対する予想損失の見積もりと従来からある資産の予想損失の見積もりの変更を区別する必要がある、このことが実務上煩雑となり、コスト負担が大きいことが予想されることが確認されたためである¹⁹。

IASBは、この問題について部分的キャッチ・アップ・アプローチと非キャッチ・アップ・アプローチを検討し、部分的キャッチ・アップ・アプローチ(期

間比例アプローチ)を適用することを考えたが、FASBからFASBの減損の認識方法よりも認識額が過小となることに懸念を示されたため、IASBとFASBのコンバージェンスという観点から新たなモデルが検討されることとなった²⁰。

(3) IASBとFASBの公開草案の違い

IASBとFASBの減損に対する考え方の違いは、図表6に示した通りである。FASBの金融商品に関する公開草案²¹では、予想損失を見積もる場合、将来の条件を考慮することは禁止されているが、IASBの公開草案では、将来の条件を考慮することを求めている。また、目的としてFASBは十分な貸倒引当金を設定することを目的としている一方で、IASBの認識方法では十分な引当金が認識されない可能性があることや予想信用損失の認識のタイミングについて意見が対立している²²。

図表6 IASB公開草案とFASB公開草案の違い

IASB 公開草案	目的：融資活動の経済的実質をより良く反映するために、実効金利の算定において予想信用損失を反映させることにあった。
	認識：減損は当初認識後の償却原価による金融資産の測定の一部であるとみなされ、予想信用損失の全額を即時に認識することは適切でないと考えた。
	問題点：予想信用損失が金融商品の全存続期間のうち早い時期に集中する場合など、損失が発生する期間に十分な引当金が認識されないことがある。
FASB 公開草案	目的：引当金の残高が金融商品の残りの存続期間に係る信用損失見積額の全額を十分にカバーできるようにすることであった。このため、金融商品の存続期間における予想信用損失の全額が含まれるように貸倒引当金を設定することになった。
	認識：金融商品の残存期間にわたり回収できないと予想されるキャッシュ・フローを見積もり、その金額について、見積もりを行った期間に認識する(即時認識)ことを考えた。
	問題点：予想信用損失の見積もりにあたって過去のデータと現在の経済状況だけでは不十分である。

(出所：IASB「金融商品：償却原価と減損」の公開草案への補足2011年、IN5～IN13、川西安喜「FASBの金融商品会計の動向」『会計・監査ジャーナル』vol. 23 No. 4、日本公認会計士協会出版局、2011年4月、102～103頁を参考に筆者作成)

(4) 「金融商品：償却原価と減損」の公開草案についての補足

IASBは、前述の3(2)で検討された問題について公開草案を再公開するかどうかの検討を行った結果、オープン・ポートフォリオの中で管理されている金融資産の減損に限定することとした。内容が限定的であるということから、公開草案ではなく公開草案についての補足(Supplement to ED)とし、2011年1月「金融商品：償却原価と減損」の公開草案についての補足を公表した。

補足(2011)は、前述の3(3)で示したIASBとFASBの減損の会計処理について共通の解決をはかるために情報を得ることを目的としたものである。

補足(2011)では、オープン・ポートフォリオで管理される金融資産の減損引当金(impairment allowance)を算定するために2つのグループ²³にわけることが提案されている。この区分は、企業内の信用リスク管理に基づいて行われ、図表7にまとめたように減損損失の認識がグループによって異なる。

図表7 オープン・ポートフォリオの減損

グループ	減損損失の認識
予想信用損失を一定期間にわたって認識することが適切な資産(good book)	次のうち高い方 (1) 予想信用損失の期間比例配分額 (2) 予見可能な将来期間 ²⁴ (企業の報告日から12ヶ月以上)に発生することが予想される信用損失
他のすべての資産(bad book)	予想信用損失の全額

(出所：IASB「金融商品：償却原価と減損」の公開草案についての補足」2011年、第2項を参考に筆者作成)

(5) 補足(2011)公表後の状況

2011年3月のIASBとFASBの合同会議において、IASBとFASBと異なる予想損失の測定方法について検討を行い、予想損失の計算を期待値を用いて行うというIASBの考え方で暫定合意がなされた²⁵。

2011年5月のIASBとFASBの合同会議において、補足(2011)のコメント分析などに基づいて、フェーズ2プロジェクトの将来の方向性に関する4つの代案が示され、代替案4を採用することで暫定合意がなされた²⁶。

—将来の方向性に関する4つの代案—

代替案1…FASBとのコンバージェンスの議論を開始する前にIASBによって開発されたアプローチに基づいて最終案を作成する。

代替案2…IASBとのコンバージェンスの議論を開始する前にFASBによって開発されたアプローチに基づいて最終案を作成する。

代替案3…補足(2011)で提案したモデルを、受領したコメントを基に最終基準とする。

代替案4…当初の公開草案、及び補足(2011)に対して受領したコメントを基に、過去の提案の改訂版を開発する。

2011年7月のIASBとFASBの合同会議において、3バケット・アプローチ²⁷の処理方法について合意することができた²⁸とされたが、2011年9月のIASBとFASBの合同会議において、7月に合意された方法に対して実務上困難であるという意見がだされた結果、7月の決定を変更することとなった²⁹。この変更も問題を抱えていることが明らかとなり、2011年10月のIASBとFASBの合同会議において検討し直すこととなった³⁰。

2012年8月1日のFASBの会議において、FASBは3バケット・アプローチに対する理解可能性、適用可能性(operability)、監査可能性についての利害関係者の懸念から、代替的な予想損失モデルを開発するようスタッフに指示した³¹。このことは、IASBとFASBのフェーズ2におけるコンバージェンスが困難となったことを示している。

4. フェーズ3：ヘッジ会計の状況

フェーズ3は、IAS第39号のヘッジ会計の規定をIFRS第9号に置き換えるプロジェクトである。フェーズ3が、他のフェーズと異なる点として、FASBとのMoU(Memorandum of Understanding)の対象となっているが、ジョイント・プロジェクトとはなっていないことがあげられる。また、IASBはフェーズ3を一般的なヘッジ会計(General hedge accounting)と金融機関のリスク管理方法として用いられるオープン・ポートフォリオにおけるリスクヘッジに用いられるマクロ・ヘッジ(Accounting for macro hedging)にわけて検討を行っている。

IASBは、一般的なヘッジ会計についての審議を終え、2012年中に会計基準を公表する予定であり、2012年9月にドラフト³²を公表している。また、マクロ・ヘッジについては2012年中にディスカッション・ペーパーを公表する予定で審議が進められている。

(1) ヘッジ会計の問題点

IAS 第39号においてデリバティブは、通常、財政状態計算書に公正価値で認識され、公正価値の変動は純損益で認識されることとなる。このため、この基準に従うとヘッジ関係にある取引の損益が同じ会計期間において認識されないこととなるため、例外処理としてヘッジ関係にある取引の損益を同じ会計期間において認識することが認められてきた。この例外処理が、ヘッジ会計と呼ばれるものである。

ヘッジ会計を用いることにより、ヘッジ関係にある取引から生じる損益を相殺して、ヘッジの効果を財務諸表で表せるという一方で、経営者の意図や判断により、ある取引について異なる会計処理を行い損益に影響を与えることができるという問題がある。ヘッジ会計の適用を限定するために詳細な規定がなされたことで基準が複雑となり、財務諸表の作成者、利用者ともに理解が困難となったことから、その複雑性が問題とされてきた。

(2) IAS 第39号におけるヘッジ会計の概要

ヘッジ会計のポイントは、ヘッジ手段 (hedging instruments)³³の損益をヘッジ対象 (hedged item)³⁴の損益と相殺して財務諸表において表示するというところにある。

IAS 第39号では、ヘッジ手段としてデリバティブのみを認めており(為替レートの変動リスクのヘッジをする場合のみ、非デリバティブ金融資産または非デリバティブ金融負債が認められる)³⁵、ヘッジ対象は、すでに財政状態計算書で認識されている資産または負債、未認識の確定約定、発生の可能性が非常に高い (highly probable) 予定取引、在外営業活動体に対する純投資のいずれかであって³⁶、キャッシュ・フローまたは公正価値の一部のみに関連するリ

スクがヘッジ対象となる³⁷。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債である場合は、為替リスクのみ、または為替リスク以外のリスクを分離すること、測定することが困難であるということからすべてのリスクをヘッジ対象として指定する (designated) ことができる³⁸。

ヘッジ会計を適用するためには、次の要件をすべて満たす必要がある³⁹。

- ・ ヘッジ開始時において、公式な指定及び文書があること。
- ・ 文書に示されたヘッジがきわめて有効 (highly effective) であること。
- ・ ヘッジの有効性が信頼性をもって測定できること。
- ・ ヘッジが継続的に評価され、指定されている報告期間を通じて実際にきわめて有効であると判断されること。

まず、ヘッジ開始時における公式な指定及び文章において、ヘッジ手段とヘッジ対象が適格であるか、ヘッジ関係が(1)公正価値ヘッジ、(2)キャッシュ・フロー・ヘッジ、(3)IAS第21号で定義されている在外営業活動体 (foreign operations) に対する純投資のヘッジのいずれにあたるかを識別する必要がある。ここで示されたヘッジ関係によって、ヘッジ手段とヘッジ対象にかかる利得 (gain) または損失 (loss) の認識方法が異なることとなる。

① 公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理の違い

ヘッジ関係は、3つに区分されるが在外営業活動体に対する純投資のヘッジについては、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理をしなければならないと規定されている⁴³ため、会計処理は公正価値ヘッジによるものとキャッシュ・フロー・ヘッジによるものにわけられる。

公正価値ヘッジでは、ヘッジ対象の帳簿価額をリスクに起因する公正価値で修正し、その変動額を純損益として認識する。このヘッジ対象の公正価値の変動額とヘッジ手段の公正価値の変動額の差額 (ヘッジの非有効部分) は、純損益として認識される⁴⁴。

他方、キャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段にかかる利得または損失のうち有効なヘッジと判断される部分は、その他の包括利益に認識し、非有

図表8 ヘッジ関係

公正価値ヘッジ	<p>公正価値ヘッジは、市場の変動によるリスクをヘッジすることを目的とするもので、「認識されている資産もしくは負債または未認識の確定約定、あるいはそのような資産もしくは負債または未認識の確定約定の識別可能な一部の公正価値の変動に対するリスクエクスポージャーのヘッジであって、特定のリスクに起因し、かつ純損益に影響しうるもののヘッジ⁴⁰」と定義されている。</p> <p>公正価値ヘッジの例として、市場の金利変動により固定金利の借入の公正価値が変動するため、リスクをヘッジする場合があげられる。固定金利による借入では、将来の支払利息（将来キャッシュ・フロー）は固定されている。しかし、固定金利よりも市場金利が安くなった場合、市場金利よりも高い利息を支払う必要が生じ、この借入を譲渡しようとするならば、借入金額よりも高い金額が必要となる（負債の公正価値が変動する）。そこで、固定金利と変動金利を交換する金利スワップによるリスクヘッジが行われる。</p>
キャッシュ・フロー・ヘッジ	<p>キャッシュ・フロー・ヘッジは、キャッシュ・フローの変動によるリスクをヘッジすることを目的とするもので、「キャッシュ・フローの変動可能性 (variability) に対するエクスポージャーのうち、(i) 認識されている資産または負債に関連する特定のリスク（例えば、変動利付債券にかかる将来の利息の支払いの全部または一部）に起因するか、または、発生の可能性が非常に高い予定取引に起因し、かつ (ii) 純損益 (profit and loss) に影響しうるもののヘッジ⁴¹」と定義されている。</p> <p>キャッシュ・フロー・ヘッジの例として、変動金利の借入の金利変動のリスクをヘッジする場合があげられる。変動金利による借入では、将来の支払利息（将来キャッシュ・フロー）が市場金利の変動に伴い変動する。市場金利が上昇すれば、支払利息が増加し、キャッシュ・アウト・フローが増加する（キャッシュ・フローが変動する）。そこで、変動金利と固定金利を交換する金利スワップによるリスクヘッジが行われる。</p>
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ	<p>IAS 第21号第8項では、「在外営業活動体に対する純投資とは、当該営業活動体の純資産に対する報告企業の持分の額をいう」と定義され、在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、為替エクスポージャーのヘッジであり、投資価値の変動に係る公正価値ヘッジではない⁴²と考えられている。</p>

効部分は、純損益に認識する⁴⁵。

このように公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジでは、ヘッジ手段の利得または損失の認識が異なり、とくにヘッジ手段の非有効部分の測定、認識について違いがみられる。このことは、例えば相殺率を100%と仮定して

ヘッジ対象の公正価値が8変動し、ヘッジ手段の公正価値が10変動した場合、非有効部分となる差額の2は公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジとともに純損益として認識されるが、ヘッジ対象の公正価値が10変動し、ヘッジ手段の公正価値が8変動した場合、キャッシュ・フロー・ヘッジではこの差額の2は認識されないという違いが生じるということである⁴⁶。

② ヘッジの有効性の評価

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ開始時及びその後の期間においてヘッジ対象のリスクを相殺する上できわめて有効であることを説明する必要がある、ヘッジの実際の結果が80%から125%の範囲内となることが求められている⁴⁷。

(3) 公開草案「ヘッジ会計」

① 公開草案「ヘッジ会計」の目的

2010年12月、IASBは公開草案「ヘッジ会計」（以下、公開草案(2010)）を公表した。公開草案(2010)は、2008年3月に公表されたディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」を基礎として作成されており⁴⁸、第3フェーズの一部として位置づけられている⁴⁹。

公開草案(2010)公表に至るまでの審議の過程で、IASBは財務諸表の作成者、監査人、利用者からの意見⁵⁰を集約し、ヘッジ会計の包括的な見直しに役立てようとした。これらの意見で問題とされたのは、ヘッジ会計が複雑であることやヘッジ会計がリスク管理活動を反映していないこと、IAS第39号が過度にルールベースであるため恣意的な結果を生じている等であった⁵¹。

このため公開草案(2010)は、ヘッジ会計の複雑性を低減させ、企業のリスク管理活動を財務諸表で表すことができる包括的なヘッジ会計基準の開発を目的としている。しかし、議論が難しくなるという理由から単一のヘッジまたはクロズド・ポートフォリオのヘッジにのみ限定し、銀行で行われているリスク管理方法であるオープン・ポートフォリオのヘッジについては公開草案(2010)では取り扱われていない。

② 公開草案「ヘッジ会計」における変更点の概要

ヘッジ会計の複雑性を低減させる上で、ヘッジ会計を廃止するという選択肢も考えられたが、IASBはヘッジ会計を例外処理であるにとらえながらも、ヘッジ会計によってもたらされる情報はヘッジ会計を適用しない情報よりも有用性が高いと考え、ヘッジ会計を維持するという結論を下した⁵²。

公開草案(2010)では、ヘッジ会計の複雑性を低減させ、リスク管理活動を反映させるという目的のために、IAS第39号で用いられたヘッジの有効性の評価基準である相殺が80~125%という数値基準を撤廃し⁵³、かわりにヘッジの有効性の判定の目的に合致しており、かつ、偶然ではない相殺(accidental offsetting)を達成すると予想される⁵⁴ことが要求されている。

また、非有効部分の測定、純損益における認識を厳格に行うことを前提に、ヘッジ手段やヘッジ対象の範囲を拡大し⁵⁵、ヘッジの有効性の要件を満たさなくなった場合、新たなヘッジ関係を再指定するのではなく、バランス再調整(rebalancing)を認めている⁵⁶。

さらに、図表9に表したように公正価値ヘッジの処理をキャッシュ・フロー・ヘッジの処理にあわせて変更する提案がなされている⁵⁷。IASBは検討段階において、公正価値ヘッジをなくし、キャッシュ・フロー・ヘッジのみとするこ

図表9 IAS第39号と公開草案(2010)における公正価値ヘッジの処理方法の違い

	IAS第39号	公開草案(2010)
ヘッジ手段	ヘッジ手段の再測定による利得または損失は、 <u>純損益</u> で認識する。	ヘッジ手段の再測定による利得または損失は、 <u>その他の包括利益</u> に計上する。
ヘッジ対象	ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象にかかる利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、 <u>純損益</u> で認識する。	ヘッジ対象にかかるヘッジ利得または損失は、財政状態計算書上の独立した表示科目として認識し表示するとともに、 <u>その他の包括利益</u> に計上する。
ヘッジの非有効部分	ヘッジ手段とヘッジ対象の変動を直接、 <u>純損益</u> で認識するため、非有効部分も <u>純損益</u> に計上されることになる。	ヘッジ手段及びヘッジ対象の再測定により生じた利得または損失の非有効部分は、 <u>その他の包括利益</u> から <u>純損益</u> に振り替えなければならない。

とを考えていた。これによりヘッジ会計が適用されているヘッジ活動は、その他の包括利益に反映されることとなり、利用者にとって報告される情報の有用性が改善されるとともに、複雑性が軽減できると考えたのである⁵⁸。しかし、アウトリーチ活動中によせられた意見⁵⁹を踏まえて、ヘッジ対象にかかる利得または損失を財政状態計算書上の独立した表示科目 (separate line item) で表示される資産 (または負債) として認識するとともに、その他の包括利益に計上する (in order) こととした⁶⁰。

(4) ドラフトにおける変更

2012年9月、IASBは一般的なヘッジ会計についてドラフトを公表した。ドラフトは、IASBのスタッフが作成したもので、IFRS第9号の暫定的な決定を反映したものであり、IFRS第9号に組み込める形で作成されている。ドラフトでは、公開草案(2010)から次のような変更がなされている。

① 公正価値の変動がその他の包括利益で認識されている持分金融商品について

公開草案(2010)の第1項では、「ヘッジ会計の目的は、純損益に影響を与えうる可能性がある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理する」とされている。このため、公正価値の変動がその他の包括利益の変動で認識される持分金融商品のヘッジは認められないこととなる。この点について検討がなされ、ドラフトの第6.1.1項では、「ヘッジ会計の目的は、純損益 (または、第5.7.5項に従って、その他の包括利益で公正価値の変動を表す選択をした実体の持分金融商品による投資に関してはその他の包括利益) に影響を与える特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる実体のリスク管理活動の効果 (effect) を財務諸表において表すことである」と修正され、公正価値の変動がその他の包括利益の変動で認識される持分金融商品をヘッジの対象とすることが認められている。

② 公正価値ヘッジの会計処理の見直し

公正価値ヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理にあわせるという

公開草案(2010)の提案は取り下げられ、ドラフトの第6.5.8項において、ヘッジ手段の公正価値の変動から生じる利得と損失は、純損益で認識され、ヘッジ対象のヘッジ利得と損失はヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益で認識されるというように、IAS 第39号の処理に戻されている。

(5) FASB のヘッジ会計の検討状況

FASB は、2008年6月に公開草案「ヘッジ活動の会計」を、2010年5月に ASU 案 (proposed Accounting Standards Update) 「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815) と金融商品 (Topic 825):金融商品に関する会計処理とデリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」を公表し、ヘッジ会計の簡素化について検討を行ってきた。IASB の公開草案にあわせて、2011年2月にディスカッション・ペーパー「コメントの募集－ヘッジ会計について特定の問題 (IASB 公開草案「ヘッジ会計」を含む)」を公表し、ASU 案とIASB の公開草案との相違について意見を求めた。それ以降、現行 ASU についての再審議は始められていない。

5. 金融商品会計プロジェクトにおけるIASBとFASBのコンバージェンス

2002年のノーウォーク合意以降、IASB と FASB は会計基準 (IFRSs と US GAAP) の相違を減らす試みを行ってきた。2005年の EU における IFRSs 導入などにより IFRSs の国際的な重要性が増したことで、2006年にIASB と FASB は具体的に基準間の相違をなくす MoU をかわし、両審議会の共同プロジェクトについて2008年までの達成目標を設定した (MoU は、2008年に更新されている)。

リーマン・ブラザーズの経営破綻による世界的な金融危機への対応の中で、単一の国際的な会計基準の作成の必要性が示されたことで、2009年11月にIASB と FASB は、それぞれの会計基準の改善と両審議会の会計基準のコンバージェンスを行う共同声明をだしている。

しかし、2011年4月に公表された「IASB-FASBのコンバージェンス作業の進捗状況報告」の中で金融商品会計基準の開発状況について、「要求事項を改善し共通の解決に達するための我々の努力は、緊急課題の相違により複雑化し、開発日程の足並みが揃わなくなった。特に、G20首脳からの要請に対応して、IASBは金融商品の要求事項の置換えを段階的に行ってきたのに対し、FASBは単一の提案を作成した。こうした開発日程の相違等の要因により、両審議会は多くの重要な専門的な論点に関して共同提案を公表できなかった。両審議会が共同提案を公表しなかったため、異なるアプローチを一般のコメントを求めて公開する結果となった⁶¹」と述べられている。

IASBとFASBのコンバージェンスの困難さは、原則主義と細則主義、公正価値測定の問題、概念の違い、投資家の意思決定に有用な情報を提供するための会計基準を作成しようとするIASBと国内の多様な問題への対応が必要となるFASBという立場や会計基準設定目的の違いといったことから生じていると考えられる。

FASBが2008年6月に公表したヘッジ会計の公開草案に対するコメントの多くに、US GAAPとIFRSsのヘッジ会計の相違をさらに拡大することになるのではないかという懸念が示された⁶²というように、財務諸表の利用者、作成者等にとってもIASBとFASBのコンバージェンスが大きな問題である。

本稿でみてきたように、フェーズ1ではIASBとFASBのコンバージェンスの問題から公表された基準が適用できない状況となり、部分的に再審議となっている。フェーズ2、フェーズ3ではコンバージェンスが困難な状況となっている。また、本稿では検討しなかったが、EUはIFRSsを導入したものの、IAS第39号の一部（ヘッジ会計）についてカーブアウトしており、IFRS第9号についてもエンドースされていない⁶³。こうした点からもIASBにとって、金融商品会計基準におけるFASBとのコンバージェンスは重要な意味を持つこととなると考えられる。

¹ IASB, *IASB Update*, 7 Nov. 2011.

² IASB, *IASB Update*, Nov. 2011.

³ IASB, *IASB Update*, 7 Nov. 2011.

⁴ 発生損失モデルが問題となった。

⁵ IASB, Exposure Draft, *Financial Instruments : Amortised Cost and Impairment*, Nov. 2009, IN3.

(企業会計基準委員会訳, IASB, 公開草案「金融商品：償却原価及び減損」2009年11月, 参考)

⁶ IASB, Exposure Draft, *Basis for Conclusions, Financial Instruments : Amortised Cost and Impairment*, Nov. 2009, BC7.

(企業会計基準委員会訳, IASB, 公開草案, 結論の根拠「金融商品：償却原価及び減損」2009年11月, 参考)

⁷ 公正価値変動を純損益に認識する金融資産を除き, すべての金融資産が対象となる。具体的には, 償却原価で計上されている金融資産 (貸付金, 債権, 満期保有投資), 売却可能金融資産, 取得原価で計上されている金融資産があげられる。(あずさ監査法人 62頁)

⁸ IASB, International Accounting Standard 39, *Financial Instruments : Recognition and Measurement*, Mar. 1999, amendments in Mar. 2009, par. 59.

⁹ *Ibid.*, BC12.

¹⁰ 減損損失を減損日における金融資産の公正価値を参照して測定する方法。IASB は, 原価ベースのアプローチと整合していないという理由で却下した。(IAS39, BC15)

¹¹ IASB, Exposure Draft, *Basis for Conclusions (2009)*, BC14.

¹² *Ibid.*, BC11.

¹³ 金融商品の予想期間にわたって支払うまたは受領することになる将来キャッシュ・フローの見積もりを金融資産または金融負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率 (または契約に従って更改される金利部分とあわせて正確に割引くスプレッド)。(公開草案「金融商品：償却原価及び減損」付録 A, 用語の定義)

¹⁴ IAS 第39号では, 予想損失を見積将来キャッシュ・フローの算定に含めることを認めていない。

¹⁵ IASB, Exposure Draft, *Basis for Conclusions (2009)*, BC54.

¹⁶ 山田辰己「IASB 会議報告 (第121~123回会議)」『会計・監査ジャーナル』 vol. 22 No. 10, 日本公認会計士協会出版局, 2010年10月, 76頁。

¹⁷ 山田辰己「IASB 会議報告 (第124~126回会議)」『会計・監査ジャーナル』 vol. 22 No. 12, 日本公認会計士協会出版局, 2010年12月, 36頁。

¹⁸ 予想損失の見積りの変更が生じた期に, その変動額すべてを認識する方法。代替案として部分キャッチ・アップ・アプローチ (期間比例アプローチ time-proportionate approach) や非キャッチ・アップ・アプローチ (単一期間配分アプローチ single period allocation approach) が検討された。

¹⁹ 山田辰己「IASB 会議報告 (第127~129回会議)」『会計・監査ジャーナル』 vol. 23 No. 1, 日本公認会計士協会出版局, 2011年1月, 47頁。

²⁰ 山田辰己「IASB 会議報告 (第130~135回会議)」『会計・監査ジャーナル』 vol. 23 No. 3,

日本公認会計士協会出版局，2011年3月，46～47頁。

²¹ FASB では，IASB と異なりフェーズにわけず金融商品会計の見直しを行っている。2010年5月にFASBは公開草案「金融商品の会計処理並びにデリバティブ及びヘッジ活動の会計処理の改訂」を公表し，この中で金融資産の減損についての提案がなされた。

²² 山田辰己（2011年3月）前掲書 46～47頁。

²³ この2つのグループは，それぞれ good book と bad book と呼ばれる。

²⁴ 予見可能な将来期間とは，特定の事象及び状況の具体的な予測が可能であり，それらの予測にもとづいて信用損失の金額を合理的に見積もることができる期間。（IASB, Supplement to ED/2009/12, B11）

²⁵ 山田辰己「IASB 会議報告（第139～143回会議）」『会計・監査ジャーナル』vol. 23 No. 7，日本公認会計士協会出版局，2011年7月，43頁。計算方法の事例が，あずさ監査法人IFRS本部『ケース・スタディ IFRS の金融商品会計』，中央経済社，2011年，244～247頁にあげられている。

²⁶ 山田辰己「IASB 会議報告（第144～149回会議）」『会計・監査ジャーナル』vol. 23 No. 9，日本公認会計士協会出版局，2011年9月，43頁。

²⁷ 3バケット・アプローチ (three bucket approach) は，金融資産の信用の質の悪化の一般的なパターンを反映するために，3つの段階を通して会計処理を行うというものである。

バケット1…バケット2, 3の基準に該当しないもの。集団として減損評価を行う。

バケット2…債務不履行の危険性のある特定の資産は識別されないものの，将来起こりうる債務不履行との直接の関係を示すような事象の発生によって，影響を受ける資産が分類される。

バケット3…個別資産の信用損失の発生が予想される，またはすでに起こっていると個別に識別できる情報が入手可能な資産が分類される。

（山田辰己（2011年9月）前掲書 51頁。）

²⁸ 鷺地隆継「IASB 会議報告」『会計・監査ジャーナル』vol. 23 No. 12，日本公認会計士協会出版局，2011年12月，43頁。

²⁹ 鷺地隆継「IASB 会議報告」『会計・監査ジャーナル』vol. 24 No. 3，日本公認会計士協会出版局，2012年3月，71頁。

³⁰ 同上書 71頁。

³¹ FASB, *Summary of Board Decisions*, Aug. 1, 2012. (<http://www.fasb.org>) (2012/10/1 閲覧)

³² 2012年9月，IASBのスタッフが作成したドラフトがIASBのウェブサイトに公表された。これに対する正式なコメントは募集されていない。2012年第4四半期中にこのドラフトの内容を組み込んだIFRS第9号が公表される予定である。

³³ IAS第39号の第9項において，「ヘッジ手段とは，指定されたデリバティブまたは（外国為替レート変動のリスクヘッジを行う場合のみ）指定された非デリバティブ金融資産または非デリバティブ金融負債で，その公正価値またはキャッシュ・フローが，指定さ

れたヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺すると見込まれるものをいう」と定義されている。

³⁴ IAS 第39号の第9項において、「ヘッジ対象とは、資産、負債、確定約定 (firm commitment)、非常に可能性の高い (highly probable) 予定取引、または在外営業活動 (operation) に対する純投資で、(a) 企業を公正価値の変動または将来キャッシュ・フローの変動のリスクにさらし、そして (b) ヘッジされるものとして指定されているものをいう」と定義されている。

³⁵ IASB, IAS39, par. 9.

³⁶ *Ibid.*, par. 78.

³⁷ *Ibid.*, par. 81.

³⁸ *Ibid.*, par. 82.

³⁹ *Ibid.*, par. 88.

⁴⁰ *Ibid.*, par. 86.

⁴¹ *Ibid.*, par. 86.

⁴² 新日本有限責任監査法人、河野明史、腰原茂弘、田邊朋子『完全比較 国際会計基準と日本基準 第2版』、清文社、2011年、852頁。

⁴³ *Ibid.*, par. 102.

⁴⁴ IASB, IAS39, par. 89.

⁴⁵ *Ibid.*, par. 95.

⁴⁶ アーンスト・アンド・ヤング『国際会計の実務 金融商品・保険契約』、雄松堂出版、2009年、557頁。

⁴⁷ IASB, IAS39, AG105.

⁴⁸ *Ibid.*, BC8.

⁴⁹ IASB, Exposure Draft, *Basis for Conclusions and Illustrative Examples, Hedge Accounting*, Dec. 2010, BC1.

⁵⁰ *Ibid.*, BC9, を参照。

⁵¹ *Ibid.*, IN2.

⁵² *Ibid.*, BC11-12.

⁵³ *Ibid.*, BC78-82.

⁵⁴ *Ibid.*, par.19.

⁵⁵ 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債を適格なヘッジ手段として認めている。また、デリバティブをヘッジ対象として指定することができるとしている。(IASB 公開草案「ヘッジ会計」BC48～BC51)

⁵⁶ ヘッジ関係がヘッジ有効性評価の目的に合致しなくなった場合、当該ヘッジ関係に関するリスク管理目的が変わっていないかを判断し、変わっていない場合はヘッジ関係を調整して、新たなヘッジ比率がヘッジ有効性評価の目的に合致するようにする。(IASB 公開草案「ヘッジ会計」B46)

⁵⁷ IASB, Exposure Draft (2010), par. 26.

⁵⁸ *Ibid.*, BC119.

⁵⁹ その他の包括利益が大きく変動するため、資本の部も連動して変動し、財務比率などの計算に影響がでるという懸念が示された。

⁶⁰ IASB, Exposure Draft (2010), BC121-123.

⁶¹ 企業会計基準委員会訳「IASB－FASBのコンバージェンス作業の進捗状況報告」, 第16項。(https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20110421.pdf) (2012/10/1閲覧)

⁶² 同上書 第34項。

⁶³ 金融庁「IFRSに関する欧州調査出張(フランス・ドイツ・EFRAG)調査報告書」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20120217/04a.pdf) (2012/10/1閲覧)などを参照。

